

【第2次】いのちを支える

豊前市自殺対策計画

---

(2025年度～2029年度)

令和7年3月

福岡県 豊前市



## はじめに

わが国の自殺者数は、平成22年以降減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響など、自殺の要因が多様化したこともあり、令和2年には11年ぶりに前年を上回り、その後も若干の増加傾向にあります。

本市では、平成28年4月の自殺対策基本法の改正や平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえ、令和2年3月に「いのちを支える豊前市自殺対策計画」を策定し、



「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目標に取組を推進してきました。しかしながら、平成31年から令和5年までの5年間における本市での自殺者数を見ても、自殺者がいない年がありません。毎年のように自殺で亡くなる方がいる状況が続いており、市全体で自殺対策に取り組むことは急務でございます。

今回策定の「第2次のいのちを支える豊前市自殺対策計画」は、第1期の計画から引き続き「誰も自殺に追い込まれることのないまち・豊前」を基本理念とし、6つの基本施策と3つの重点施策を柱に、令和7年度から令和11年度までの5か年の計画を策定したところであります。自殺の背景や原因は、複雑、多様であり、保健、医療、福祉、教育、人権、労働等のさまざまな分野の施策が有機的に連動して取り組むことが不可欠です。自殺対策に関する正しい知識の普及や相談窓口の周知を図るとともに、適切な支援につなげる人材の育成と地域力の向上を図り、市民の誰もが生きやすい豊前市の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、多大なるご尽力をいただきました「自殺対策計画策定委員会」委員の皆様、また貴重なご意見をくださいました市民の皆様から感謝申し上げます。

令和7年3月

豊前市長 後藤 元秀



# 豊前市自殺対策計画 目次

## 第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の数値目標	2
5. SDGsとの関係	3

## 第2章 豊前市における自殺の現状

1. 豊前市における自殺の現状	4
(1) 自殺死亡者数の推移	4
(2) 自殺死亡者数（性・年代別）	5
(3) 自殺死亡率の推移	6
(4) 自殺者の同居者有無の割合	7
(5) 自殺者の職業別による割合	7
(6) 地域の自殺の特徴	8
2. 豊前市の自殺に関連するデータ	9
(1) 総人口と高齢者人口、高齢化率の推移	9
(2) 生活保護受給世帯の推移	10

## 第3章 豊前市における自殺対策の取組

1. 施策体系と基本理念	11
2. 自殺対策の基本認識	12
3. 基本目標	14
(1) 長期目標	14

(2) 短期目標 .....	14
4. 基本施策 .....	15
6つの基本施策 .....	15
① 地域におけるネットワークの強化	
② 自殺対策を支える人材の育成	
③ 住民への啓発と周知	
④ 自殺未遂者等への支援の充実	
⑤ 自死遺族等への支援の充実	
⑥ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	
3つの重点施策 .....	16
① 高齢者への対策	
② 生活困窮者への対策	
③ 労働者（勤務・経営）への対策	
5. 各課の取組 .....	18
資料1 豊前市自殺対策計画策定委員会設置要綱 .....	23



第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

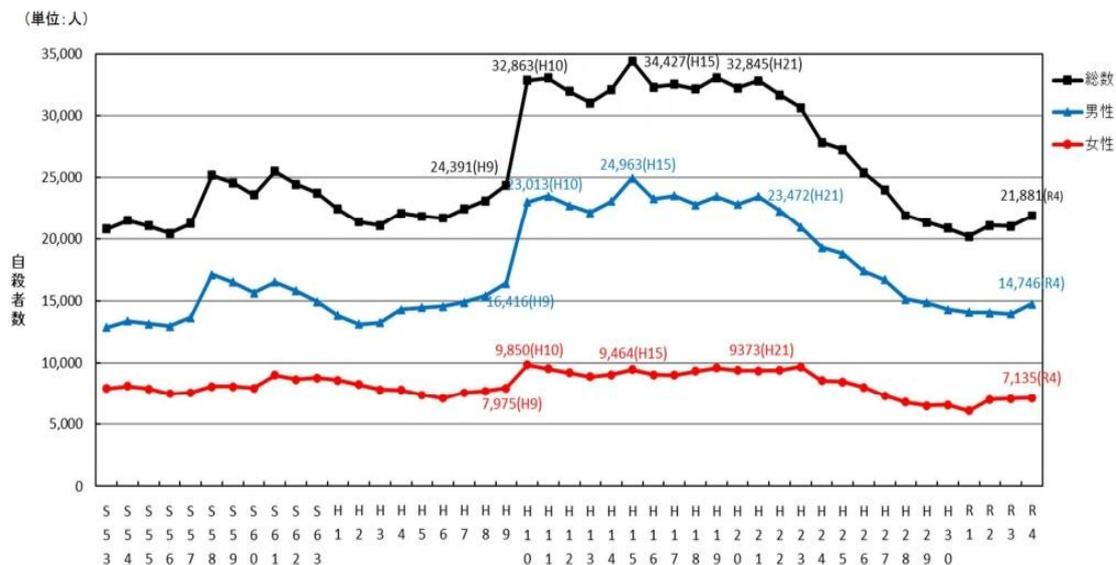
わが国では、平成18年10月に「自殺対策基本法」を制定し、国、地方公共団体、民間団体等が一丸となり、総合的な取組を行ってきた結果、当時全国で3万人を超えていた自殺者数は、直近では約2万人まで減少しました。

本市では、平成29年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえ、令和2年3月に「いのちを支える豊前市自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目標に取組を推進してきましたが、平成31年から令和5年までの5年間における自殺死亡率を見てみますと、国・県平均を下回ったのは令和4年の1年だけとなっております。また、近年では自殺者がいなかった年は無く、コロナ禍の令和2年の自殺死亡率が最も高い状況となっております。

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱では、こども・若者の自殺対策の更なる推進・強化や女性に対する支援の強化などを図ることとされており、令和5年6月には、「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」が取りまとめられました。

本市においても、このような状況を踏まえ「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、第2次となる豊前市自殺対策計画を策定しました。

< わが国における自殺者数の推移 >



資料:警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」であり、国の自殺対策基本法の基本理念や自殺総合対策大綱の基本認識・方針を踏まえて策定します。

### ◇自殺対策基本法◇

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

## 3. 計画の期間

国の「自殺総合対策大綱」が概ね5年を目途に見直しが行われることを踏まえ、本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、国の政策と連携する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

## 4. 計画の数値目標

国の「自殺総合対策大綱」では、令和8年までに平成27年と比べて自殺死亡率を30%以上減少させることを目標にしています。

また、福岡県では令和8年までに平成27年と比べて自殺死亡率を30%以上減少させることを目標としています。

これを踏まえて本市におきましては、平成30年から令和4年までの5年平均の自殺死亡率20.5%を令和5年から令和9年までの5年平均と比べて30%以上減の14.3%以下にすることを目標とし、自殺死亡者数の5年平均を同じく30%以上減の5.2人から3.6人以下にすることを目標とします。

### 5. SDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことで、令和12年までに、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成され、「誰ひとり取り残されない」ことを理念とした国際社会共通の目標です。

本市においてもSDGsは「持続可能なまちづくり」を推進し、豊前市が住み良いまちであり続けるために必要なものと捉えており、「誰も自殺に追い込まれることのないまち・豊前」を基本理念としている本計画の推進が当該目標の達成に資するものとして位置づけます。

## 第2章 豊前市における自殺の現状

### 1. 豊前市における自殺の現状

豊前市は人口規模が小さいため、統計から市の特徴を見出だすのは困難な状況ですが、実態は以下のようになっています。

#### (1) 自殺死亡者数の推移

豊前市の年間自殺者死亡者数は、平成31（令和元）年から令和5年までの5年間で合計26人、平均で5.2人となっています。

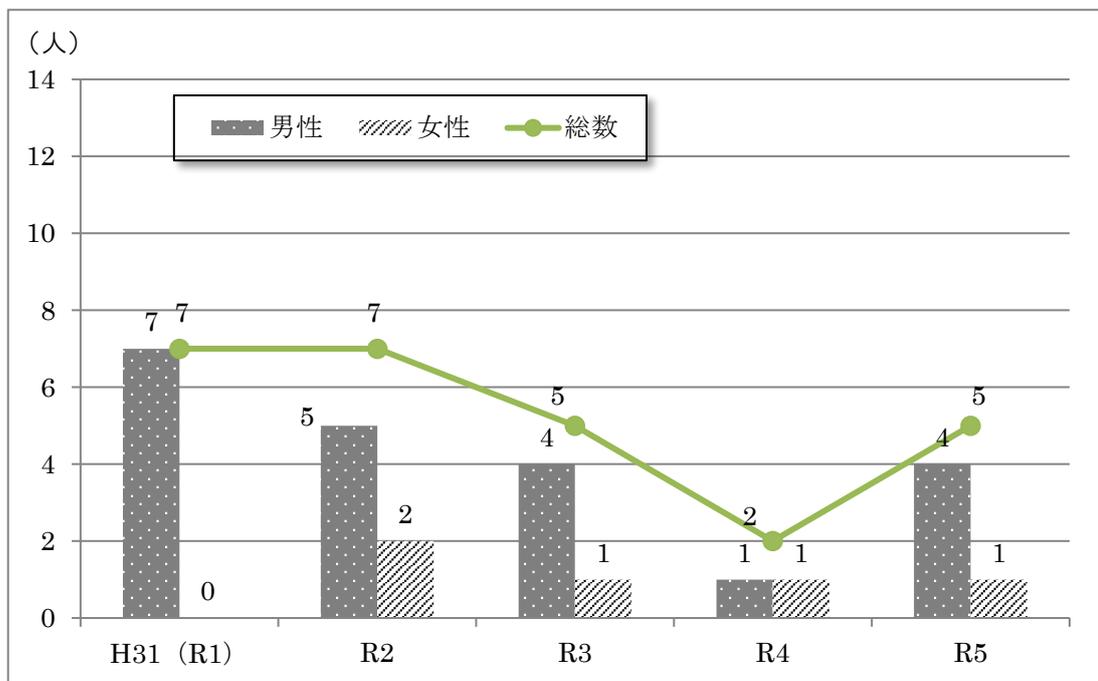
また男女別にみると、男性21人（80.8%）、女性5人（19.2%）と男性の割合が多い状況です。

【自殺死亡者数の推移】

（単位：人）

	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	計
男性	7	5	4	1	4	21
女性	0	2	1	1	1	5
総数	7	7	5	2	5	26

【出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」より】





(2) 自殺死亡者数(性・年代別)

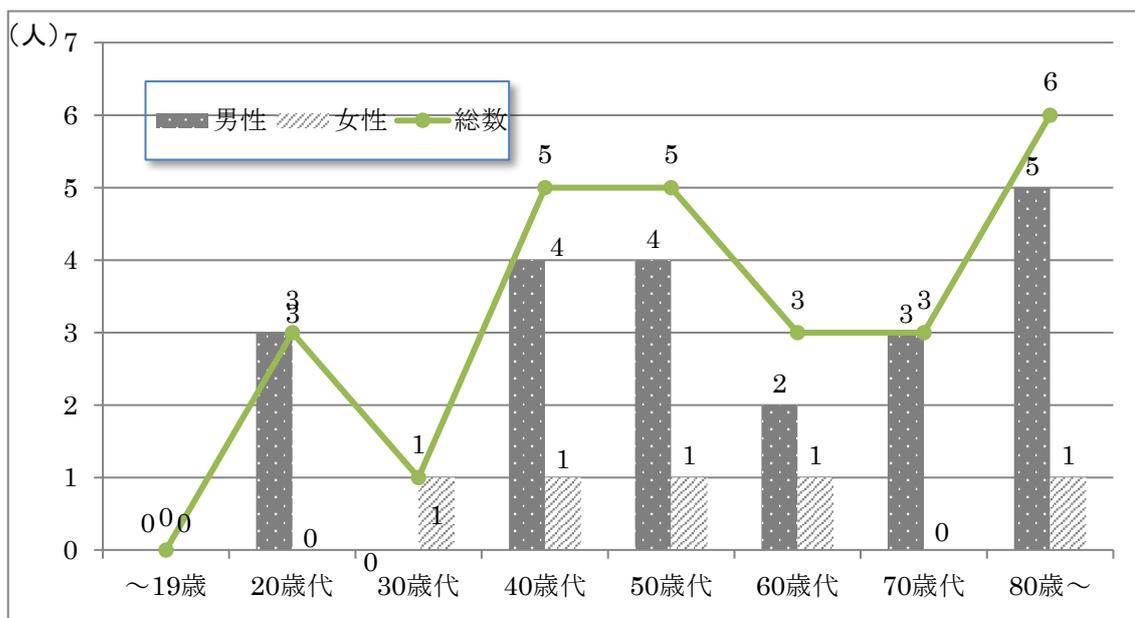
過去5年間の自殺者数を性別、年代別で見ると総数は80歳以上が一番多くなっており、男性では80歳以上、女性では30～60歳代及び80歳以上が各1人となって一番多くなっています。

【自殺死亡者数(性・年代別)】(H31(R1)～R5)

(単位:人)

年代	～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳～	計
男性	0	3	0	4	4	2	3	5	21
女性	0	0	1	1	1	1	0	1	5
総数	0	3	1	5	5	3	3	6	26

【出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」より】



## (3) 自殺死亡率の推移

自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）について、全国では、ほぼ横ばい、または、若干の微増傾向にあります。豊前市では人口規模が小さいため、当該年度の自殺者の人数により死亡率の変動が大きくなっています。

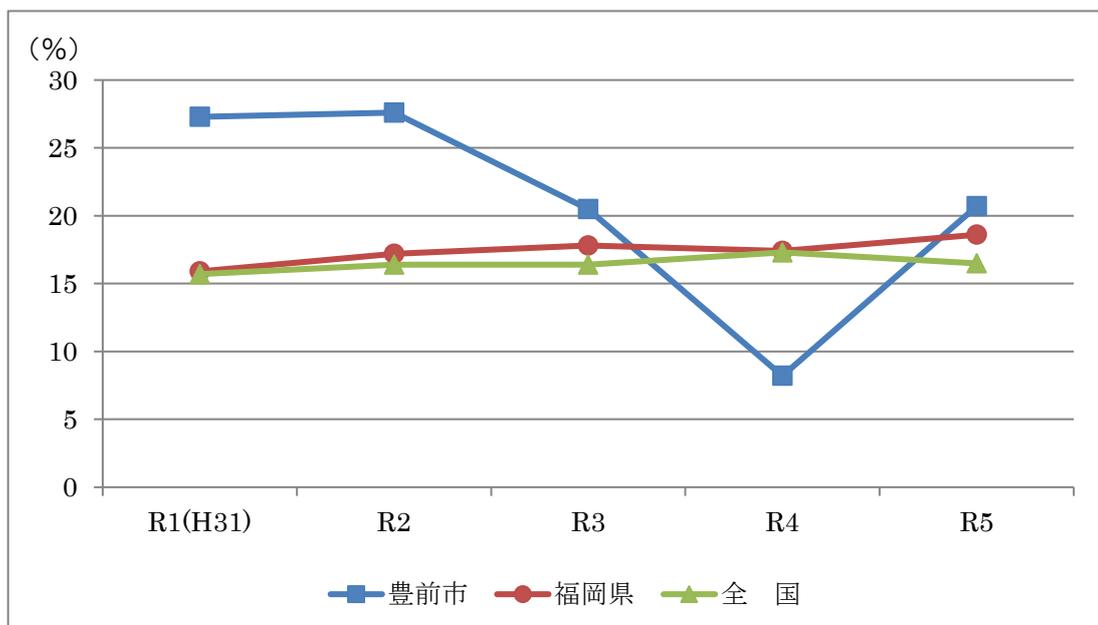
また、全国および福岡県を下回った年は令和4年のみとなっております。

【自殺死亡率の推移】

(人口10万人対)

	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5
豊前市	27.3	27.6	20.5	8.2	20.7
福岡県	15.9	17.2	17.8	17.4	18.6
全 国	15.7	16.4	16.4	17.3	16.5

【出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」より】

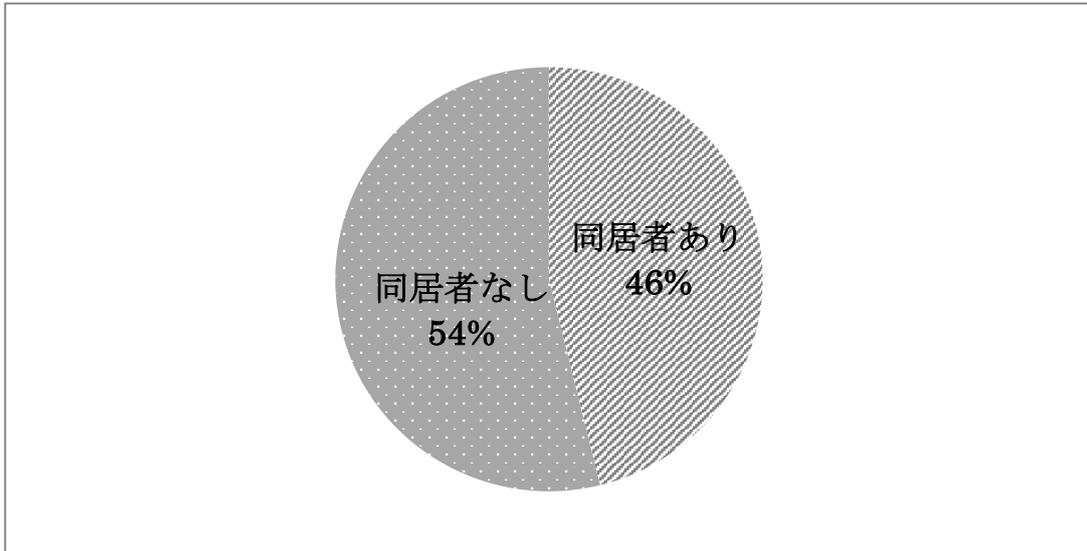


※ 自殺死亡率とは「人口10万人当たりの自殺者数」をいいます

$$\text{自殺死亡率} = \frac{\text{自殺者数}}{\text{人口}} \times 100,000 \text{ 人}$$

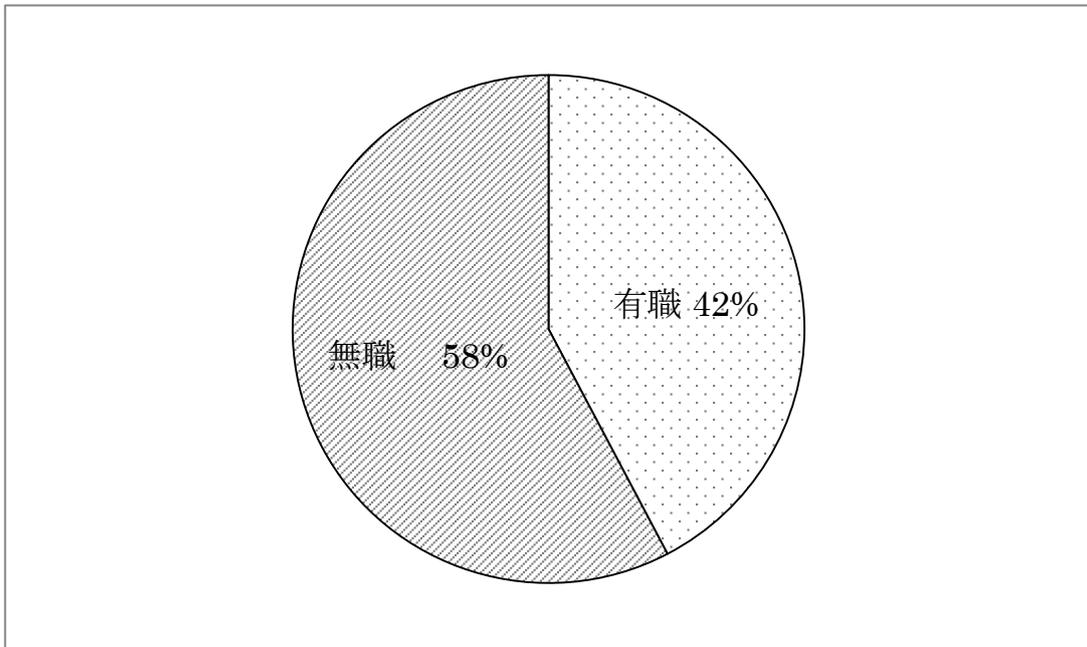
(4) 自殺者の同居者有無の割合

自殺者 26 人のなかで「同居者なし」がやや多い状況です。



【出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」より】

(5) 自殺者の職業別による割合



【出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」より】

## (6) 地域の自殺の特徴

豊前市の過去5年間の自殺者数は、H31(R1)～R5で合計26人(男性21人、女性5人)となっており、性別、年齢、職業、同居者の有無による自殺者や自殺死亡率を比較すると、自殺者が最も多い区分は「男性・60歳以上・無職・独居」であり、次に多いのが「男性・40～59歳・有職・独居」と「男性・60歳以上・無職・同居」なっています。

## 【地域の主な自殺の特徴】(H31(R1)～R5)

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	背景にある主な自殺の危機経路※
1位: 男性・60歳以上・無職・ 独居	5人	19.2%	失業(退職)→死別・離別+うつ状態 →将来生活への悲観→自殺
2位: 男性・40～59歳・有職・ 独居	3人	11.5%	配置転換(昇進/降格含む)→過労+ 仕事の失敗→うつ状態+アルコール 依存→自殺
3位: 男性・60歳以上・無職・ 同居	3人	11.5%	失業(退職)→生活苦+介護の悩み (疲れ)+身体疾患→自殺
4位: 男性・40～59歳・無職・ 独居	2人	7.7%	失業→生活苦→借金→うつ状態→ 自殺
5位: 女性・40～59歳・無職・ 同居	2人	7.7%	近隣関係の悩み+家族間の不和→ うつ病→自殺

※「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書 2013(ライフリンク)を参考にしたもので、危機経路を類比的に例示したものである。

【出典：自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」より】

## 自殺の現状からみる豊前市の特徴

- H31～R5の市内の年間自殺者数は平均5.2人
- 近年における自殺死亡率は国や県に比べ高い
- 40歳以上の自殺死亡率が高い



## 2. 豊前市の自殺に関連するデータ

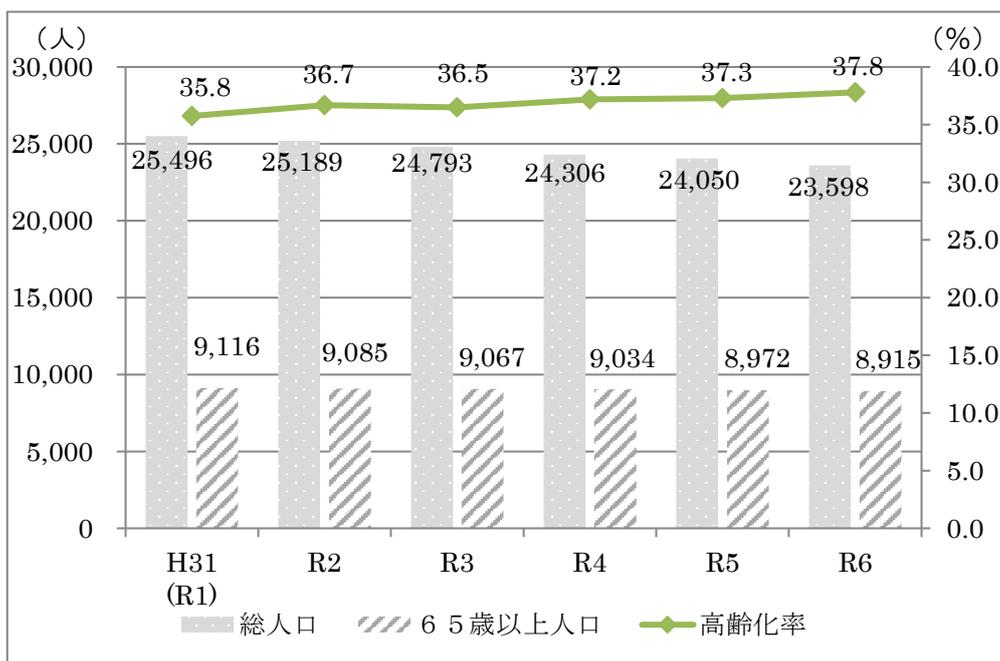
### (1) 総人口と高齢者人口、高齢化率の推移

総人口は、年々減少していますが、65歳以上の人口及び高齢化率は年々上昇しています。

【総人口と65歳以上人口、高齢化率の推移】 (単位：人、%)

	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
総人口	25,496	25,189	24,793	24,306	24,050	23,598
65歳以上人口	9,116	9,085	9,067	9,034	8,972	8,915
高齢化率	35.8	36.7	36.5	37.2	37.3	37.8

【出典：豊前市健康長寿推進課集計】



(2)生活保護受給世帯の推移

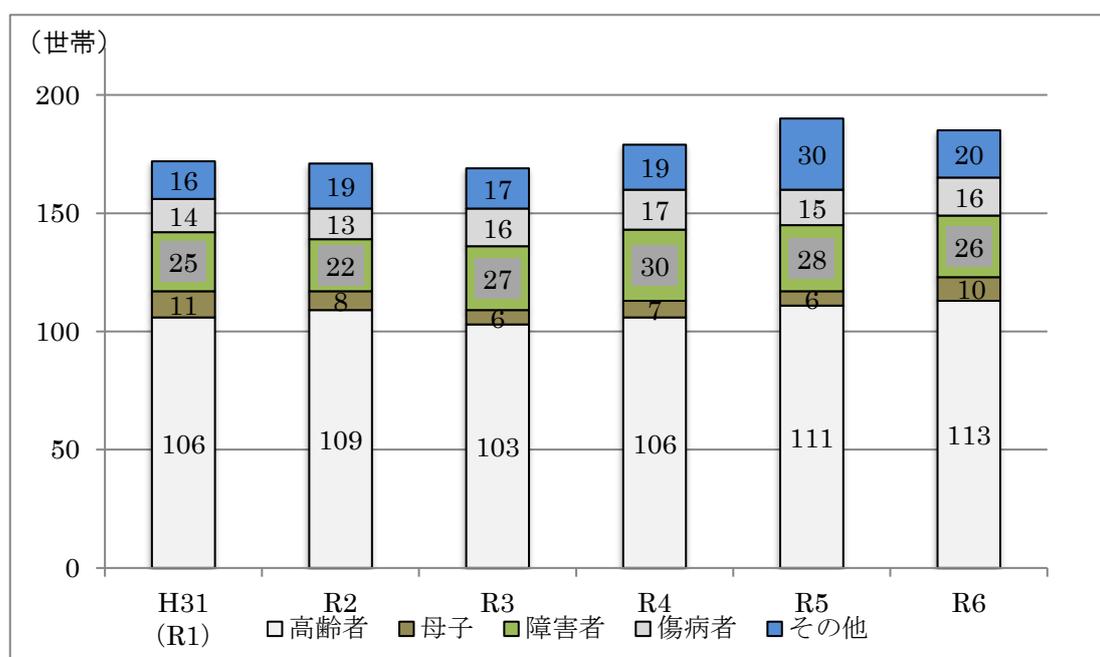
生活保護受給世帯は、微増傾向ではありますが、おおむね横ばいとなっております。

【生活保護受給世帯の推移】

(単位：世帯)

	H31 (R1)	R2	R3	R4	R5	R6
高齢者世帯	106	109	103	106	111	113
母子世帯	11	8	6	7	6	10
障害者世帯	25	22	27	30	28	26
傷病者世帯	14	13	16	17	15	16
その他世帯	16	19	17	19	30	20

【出典：豊前市福祉課集計】



### 第3章 豊前市における自殺対策の取組

#### 1. 施策体系と基本理念

本計画は、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ（注1）」において、すべての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」と地域の自殺の実態を詳細に分析した地域自殺実態プロファイルにより示された「重点施策」を組み合わせ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進していきます。

本市における重点施策は、第1期計画から引き続き「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」となっています。

#### 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのないまち・豊前

#### 6つの「基本施策」

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②自殺対策を支える人材の育成
- ③住民への啓発と周知
- ④自殺未遂者等への支援の充実
- ⑤自死遺族等への支援の充実
- ⑥児童生徒のSOSの出し方に関する教育

#### 3つの「重点施策」

- ①高齢者
- ②生活困窮者
- ③労働者（勤務・経営）

#### （注1）地域自殺対策政策パッケージ

地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺対策推進センターが開発し公表したもの。

全国的に実施されることが望ましい施策群からなる「基本施策」と、地域において優先的な課題となり得る施策について詳しく提示した「重点施策」から構成されています。

## 2. 自殺対策の基本認識

本市における自殺対策においては、市の自殺の現状と課題等を踏まえ、第1期計画から引き続き次のような基本認識に基づいて取り組みます。

### ① 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態となっていることが明らかになっています。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということを認識する必要があります。

### ② 自殺は未然に防ぐことができる

自殺の背景にある様々な要因のうち、失業や倒産、多重債務、長時間労働などの社会的要因については、相談・支援体制の整備・充実という社会的な取組により自殺を防ぐことができます。

また、自殺に至る前のうつ病、アルコール依存症、統合失調症等の精神疾患については、早期発見と早期治療につなげることにより、多くの自殺を防ぐことができるということを認識する必要があります。

### ③ 自殺を考えている人は、悩みながらもサインを発している

たとえ自殺を考えていても、その意思が固まっている人はまれであり、多くの場合、心の中では「生きたい」という気持ちとの間で死の瞬間まで激しく揺れ動き、不眠や原因不明の体調不良など自殺の危険を示すサインを発していることが多いとされています。このようなサインに周囲の人が気付くことが、自殺予防につながるということを認識する必要があります。

### 自殺のサイン(自殺予防の十箇条)

次のようなサインを数多く認める場合は、自殺の危険が迫っています。

- 1 うつ病の症状に見うけられる状態  
(気分が沈む、自分を責める、仕事の能率が落ちる、決断できない、不眠が続く)
- 2 原因不明の身体の不調が長引く
- 3 酒量が増す
- 4 安全や健康が保てない
- 5 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
- 6 職場や家庭でサポートが得られない
- 7 本人にとって価値のあるもの(職、地位、家族、財産)を失う
- 8 重症の身体の病気にかかる
- 9 自殺を口にする
- 10 自殺未遂におよぶ

【出典:厚生労働省「職場における自殺の予防と対応」より】

### 3. 基本目標

市民一人ひとりが命の大切さについて理解し、自殺に追い込まれることのない豊前市を目指します。

#### (1) 長期目標

- 自殺者数が0人となるようなまちを目指します。

#### (2) 短期目標

- 市民一人ひとりが自殺を身近な問題としてとらえ、心の不調のサインに周囲の人が気づいて適切な支援に繋がるようなまちを目指します。
- 市民一人ひとりが気軽に支援者又は相談機関に相談できるようなまちを目指します。

## 4. 基本施策

基本施策とは、国が示した「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組む必要があるとされており、地域で自殺対策を進めるうえで欠かすことができない基盤的な取組となります。

### 6つの基本施策

#### ① 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しており、それらに適切に対応するためには、地域の多種多様な関係者が連携・協力することが重要です。自殺対策にかかる支援機関など既存のネットワークを活用しながら、地域で支えあえるまちづくりを推進します。

#### ② 自殺対策を支える人材の育成

自殺リスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、必要な相談支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を進めます。

#### ③ 住民への啓発と周知

自殺を考えている人は悩みながらもサインを発しています。自殺を防ぐためには、このようなサインを発している本人やそのサインに気づいた周りの人が気軽に悩みを相談できる体制が十分周知されていることが重要です。地域、職場及び学校等において、心の健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、早い段階で専門機関につなげていく体制を整えます。

#### ④ 自殺未遂者等への支援の充実

自殺未遂の事例に直接関わる関係機関同士が、自殺未遂や既遂の状況を共有することで、自殺リスクを抱えている人の心理的な状況を関係者が理解し、継続的な支援が行われ、かつ市内及び関係機関との連携体制が強化されることを目指します。

#### ⑤ 自死遺族等への支援の充実

自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に充分配慮し、自死遺族への必要な情報の提供や遺族からの相談に対して必要な支援機関の案内に努めます。

## ⑥ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒が自分や周りの人の命の大切さを実感するとともに、自分の気持ちや考えを伝えることができるような取組を進めます。

また、児童生徒の悩み等を把握したり、悲しいときや苦しいときに助けを求めたりできるような相談体制を構築します。

## 3つの重点施策

国が作成した本市の自殺実態プロファイルにおいては第1期計画から引き続き、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」に係る自殺対策の取組が重点課題であると推奨されました。これらの3つの課題に係る施策を推進していきます。

### ① 高齢者への対策

本市の過去5年間（H31～R5）における自殺者26人のうち60歳以上は12人と半数近くを占めています。高齢者は家族との死別・離別などをきっかけに独居・孤立し、喪失感や孤独感から閉じこもり・抑うつ状態になりやすいという問題があります。

また、高齢者を介護する家族も疲弊し、心中などのリスクも懸念されることから、家族に対する支援など様々な背景や価値観に対応した働きかけが必要です。

行政サービスや事業所のサービス、民間団体の支援を活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加を促進し、生きることの包括的支援として施策の推進を図ります。

### ② 生活困窮者への対策

生活困窮の背景には、多重債務や労働問題、精神疾患、虐待、DV、介護等の問題が複合的に関わっていることが多く、これらの問題を解決するためには生きる支援を通して、包括的な対策を講じる必要があります。

生活困窮の状態にある者、生活困窮に至る可能性のある者が自殺に至らないように、自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。

### ③ 労働者(勤務・経営)への対策

本市における過去5年間（H31～R5）の自殺者のうち、約4割が有職者となっています。働き盛りの年代は、心理的、社会的にも負担を抱えることが多く、過労、失業、病気、親の介護等により、心の健康を損ないやすいとされています。働き方の改革が行われる中でも職場の人間関係や仕事上の失敗、長時間労働などをきっかけに退職・失業に至った結果、生活困窮や多重債務

に陥り最終的に自殺に至るというリスクも懸念されます。こうした人々が安心して社会生活ができるようにするためには、精神保健的な視点を含む包括的な取組が重要です。

自殺対策を「生きる支援」ととらえ、勤務上の悩みを抱えた人が適切な相談先・支援先につながるよう相談体制の強化や相談窓口の周知を図り、様々な分野の人々や組織が連携し、自殺リスクの高い人に包括的な支援が届く体制づくりに取り組みます。

5. 各課の取組

課	事業内容（自殺対策の視点から）	取組
全体	市民と接する場面において、様々な相談や困りごとに対して、庁内外の各部署・関係機関等と緊密に連携し、専門機関の紹介や問題解決を図る。	随時
総務課	●行政相談 行政への苦情・要望などの解決や実現を支援するための相談を実施する。	1回/月
	●豊前法律相談センター（予約制） 多重債務相談・労働相談等の個別相談に応じ、不安の軽減・問題解決を図る。	2回/週
	●職員研修 職員の資質や能力の向上により、直接的、間接的に市民に満足感、安心感を与えることを目的に研修を行う。	随時
	●防災訓練 自主防災組織の充実及び、地域の助け合いの精神を醸成し、災害への不安の軽減を図るため、防災訓練を実施する。	1回/年
総合政策課	●広報ぶぜん・ホームページ・SNS 市の情報を発信し、市民の意欲向上につなげる。各相談窓口等の情報提供の媒体となる。	12回/年 随時
人権男女共同参画室	●こころの相談 男女問わず家族や職場の人間関係、仕事、健康、子育て、介護など、さまざまな不安や悩みに相談員が耳を傾け、必要に応じて関係機関につなぐ。	1回/週
	●女性相談 DV、夫婦間の悩み、家族や職場の人間関係など女性の困りごとや不安を相談員がお聞きし、関係機関と連携しながら問題の解消に向け、寄り添い支援を行う。	随時
	●人権にかかわる弁護士相談（予約制） 弁護士が個別相談に応じ、不安の軽減・問題解決を図る。	1回/月
市民課	●特定健診・特定保健指導 質問票等を活用し、睡眠や飲酒量など心の健康に影響する項目の指導や支援を行う。必要に応じて専門機関につなぐ。	随時

第3章 豊前市における自殺対策の取組

課	事業内容（自殺対策の視点から）	取組
市民課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親家庭等医療費の助成 ひとり親家庭はさまざまな問題要因を抱え込みやすいため、申請時等に早期発見と必要に応じて関係機関につなぐ。</li> </ul>	随時
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民健康保険受付業務 国民健康保険税の滞納など経済的に困窮している方について、窓口業務の中で状況を聞き取り、必要に応じて関係機関につなぐ。</li> </ul>	随時
税務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市税の課税・納税 徴収業務の過程で生活困窮者や低収入者に対して早期に気づき、必要に応じて相談機関につなぐ。</li> </ul>	随時
福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自殺予防週間（9月）・自殺対策強化月間（3月） 心の問題や自殺に対して、住民同士の理解や支え合いの大切さを意識する機会となるよう広報等で周知を図る。</li> </ul>	2回/年
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●メンタルチェックシステム「こころの体温計」 パソコンや携帯電話からご自身やご家族の現在のストレス度や落ち込み度をチェックできるようホームページに掲載する。</li> </ul>	随時
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護 統計上自殺のリスクが高い生活保護受給者に対し各種相談・支援機関を紹介する。</li> </ul>	随時
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活困窮者 生活のことや家計、仕事等の心配事のある人には「生活困窮者自立相談支援センター」を紹介し、解決に向けて支援する。</li> </ul>	随時
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要保護児童対策地域協議会 要保護児童等の適切な保護を図るため、関係機関が情報交換を行い、支援内容に関する協議を行う。</li> </ul>	随時
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て相談 地域子育て支援センター「たけのこ」において、子育て中の母親等に対し、子育て全般に関する相談を行う。教室や遊びを通して交流を図る。</li> </ul>	随時
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ひとり親相談 離婚前からひとり親家庭に対する各種相談に応じ、関係機関と連携しながら支援を行う。</li> </ul>	随時

課	事業内容（自殺対策の視点から）	取組
福祉課	●周知・啓発 相談窓口の一覧表やリーフレットを市庁舎、市民会館、公民館等に設置するとともに、各種行事等での周知・啓発を図る。	随時
	●障害者相談支援事業 委託先である相談支援事業所の相談支援専門員が障害者等の相談に応じ、必要な支援を行う。	12回/年
	●障害者相談員 障害者の地域の身近な相談者として、必要な支援を行う。	随時
	●豊前市こども家庭センター 妊産婦・こども・子育て中のご家庭へ切れ目ない相談・支援を行う。また、子育て中の保護者に対し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう保健師等が妊娠期から子育て期にわたり切れ目のないサポートを行い、さまざまな相談に応じる。	随時
健康長寿推進課	●もの忘れ相談 保健師、看護師、主任介護支援専門員、社会福祉士等がもの忘れに関する個別の相談に応じる。高齢者の健康、介護に関する悩みごとの相談に応じる。簡単な認知機能検査を実施。	12回/年 集団健診時 随時
	●地域ケア会議 地域の高齢者が抱える問題を、職種が異なる様々な専門家が集まり、話し合う事で、個別支援の充実を図る。	12回/年 随時
	●豊前市地域包括支援センター 高齢者が住みなれた地域で、尊厳あるその人らしい生活を最後まで続けられるよう、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援等を本人・家族に対して包括的・総合的に相談対応を行う。	随時
	●介護予防教室 公民館等で運動や認知症予防トレーニングを行うことで、認知機能の維持・向上を図るとともに、閉じこもり予防を行う。	随時
	●認知症サポーター養成講座 認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を支え、安心して暮らせるよう支援する認知症サポーターを養成する講座を開催する。	随時

課	事業内容（自殺対策の視点から）	取組
健康長寿推進課	●介護セミナー 介護ストレスの蓄積につながらないよう、在宅介護に必要な知識を身につけるためのセミナーを開催。	随時
	●いきいきサロン 公民館や集会所を利用して、高齢者の閉じこもり予防、認知症予防を目的に、地区でサロンを行い、孤立の防止を図る。	随時
	●市民健康相談 保健師、管理栄養士、看護師等が、健康に関する個別の相談に応じる。必要に応じて専門機関につなぐ。	12回/年
	●民生委員・児童委員 住民に身近な相談者として、地域の最初の相談窓口になりやすいため、適切な相談機関につなぐ等の支援をする。	随時
	●妊婦健康相談 育児不安、孤立化の予防を図るため、保健指導や各種健診・教室等への参加推奨を行う。	随時
	●母子手帳交付・赤ちゃん訪問・乳幼児健診・各種教室 妊娠中から産後、また育児不安等の相談を受け、仲間と交流し、ともに学ぶ場を作る。	随時
	●がん検診 がんを早期発見し、早期治療へつなげ、重度化を予防する。	随時
都市住宅課	●市営住宅の管理 入居者等の低収入や生活困窮に早期に気づき、必要に応じて相談機関につなぐ。	随時
学校教育課	●いじめストップフォーラム 保護者、教員等を対象にした講演会等を実施し、命の大切さを考える場を設定する。	1回/年
	●学校での専門家による相談 小中学校において、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーによる学校生活やこころの健康に関する相談に応じる。	随時
	●教育相談 不登校や非行、発達のつまずき等に関する相談に応じる。	1回/週
	●いじめSOSキャッチの取組 児童生徒に対して、いじめを把握するアンケート（1回/月）を実施したり、生活ノートのやり取りをしたりして、いじめのSOSをキャッチできるようにする。	随時

課	事業内容（自殺対策の視点から）	取組
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各小中学校の代表児童生徒による発表力向上実践交流会の実施</li> </ul> <p>過去にいじめによる自殺が起こり、二度と悲惨な事件を起こさないために、自分の言葉で考えや気持ちを伝える力を身につけ、一人ひとりの子どもが自尊感情を高めるようにする。</p>	1回/年
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生涯学習講座</li> </ul> <p>趣味の充実や仲間づくりを通して、ストレス解消や生きがいづくりに寄与する。</p>	6月～3月
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●図書館での「こころの健康」に関する特設コーナーの設置</li> </ul> <p>こころの健康に関する図書コーナーを開設して、こころの健康に関する理解を深める。</p>	随時
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スポーツイベント</li> </ul> <p>各種スポーツイベントを開催し、ストレス解消、仲間づくり、健康づくりに寄与する。</p>	随時
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●芸術文化事業</li> </ul> <p>映画の上映、体験講座、市・県文化祭、市美術展、写真コンクール等、様々な事業を通じ、生きがいづくりに寄与する。</p>	随時



資料1

豊前市自殺対策計画策定委員会設置要綱

令和元年8月19日  
豊前市告示第35号

(設置)

第1条 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項の規定に基づき、市内における自殺対策の基本方針等を定める豊前市自殺対策計画(以下「自殺対策計画」という。)を策定するため、豊前市自殺対策計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) その他自殺対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 保健・医療・福祉関係者
- (2) 警察・消防関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 地域代表
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、自殺対策計画の策定が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。



## 第2次豊前市自殺対策計画

令和7年3月

豊前市役所 市民福祉部

福祉課 障害者福祉係

〒828-8501 豊前市大字吉木955番地

電話 0979-82-1111

FAX 0979-82-9222